

遺言執行者の指定

「誰が遺言内容を実行するのか」は重要な事項です。（*「遺言の基礎知識」参照）

1. 家庭裁判所に遺言執行者を選任してもらう場合

① 申立人

利害関係人（相続人、遺言者の債権者、遺贈を受けたもの等）

② 申し立て先

遺言者が最後にいた住所地の家庭裁判所

③ 申し立てに必要な書類

- ・ 申立書
- ・ 遺言者の死亡の記載のある戸籍除籍・改製原戸籍謄本、全部事項証明書など
- ・ 遺言執行者候補者の住民票又は戸籍附票
- ・ 遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し
- ・ 利害関係を証する資料（親族の場合、戸籍謄本、全部事項証明書など）

2. 遺言執行者の仕事

① 相続人を確定させる

遺言者の出生時からの戸籍、除籍、原戸籍などにより、相続人を確定させます。

次に相続人と受遺者の現住所が必要となりますので、戸籍の附票または住民票をとりよせます。

② 遺言書の検認・開封手続きを請求する

遺言者にもしもの時があったときは、公正証書遺言以外の遺言書は、保管している人、または発見した人が、遺言書を家庭裁判所に提出し、検認の手続きを請求しなければなりません。

そして遺言書に封印（封がしてあり、それに押印がある）があれば、相続人または代理人の立会いのもと、家庭裁判所で開封する必要があります。

③ 遺言執行者に就任したことを、相続人と受遺者へ通知する

遺言執行者がいれば、相続人は遺言の対象となる相続財産の処分などができなくなりますので、トラブル防止のために通知を行います。

④ 相続財産目録（リスト）を作成し、相続人と受遺者にその交付を行う

遺言執行者は、遅滞なく相続財産目録を作成し、その交付を行わなければなりません。

⑤ 遺言の内容に遺贈があれば、遺贈を受けるかどうか、受遺者に確認を行う

⑥ 遺言の執行を行う

遺言書の内容に従って、遺言の執行を行います。
代表的なものは以下となります。

- ・ 相続財産に不動産があれば、**相続登記**（名義変更・分割など）の手続を行う
- ・ 相続財産に預貯金があれば、**銀行口座の名義変更、引き出しなどの手続**きを行う
- ・ 相続財産に**株式**があれば、**名義変更**などの手続を行う。
- ・ 遺言の内容にそって、**受遺者に財産の引渡し**を行う。
- ・ 遺言による**認知**があったときは、**市町村役場**などにその届出を行う。
- ・ 遺言による**相続人の廃除**があれば家庭裁判所に**廃除の申立て**を行う。
- ・ 相続財産の管理など、**その他遺言の執行に必要な一切の行為**を行う。

⑦ 遺言執行手続に関する報告書の作成とその交付を行う

遺言の執行がすべて終了したら、報告書を作成し、相続人と受遺者に交付を行います。